

国立大学法人鹿屋体育大学個人情報取扱規程

〔平成17年 3月22日
規程第3号〕

改正 平成27年12月25日
規程第18号
平成29年5月23日
規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鹿屋体育大学個人情報保護規則（平成17年規則第2号。以下「規則」という。）第37条第1項に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるものである。

(個人情報の保有の制限等)

第2条 本学は、個人情報を保有するに当たって、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定するものとする。

2 本学は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しないものとする。

3 本学は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

(利用目的の明示)

第3条 本学は、本人から直接書面（電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第4条 本学は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

(正確性の確保)

第5条 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。次条第2項において同じ。）及び削除情報（国立大学法人鹿屋体育大学における独立行政法人等非識別加工情

報の提供に関する規程（平成29年規程第10号）第3条第3項に規定する削除情報をいう。次条第2項において同じ。）に該当するものを除く。次条第1項及び第8条において同じ。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めるものとする。

（安全確保の措置）

第6条 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理について別に定める。

2 前項の規定は、本学から個人情報（独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条において同じ。）の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第7条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 個人情報の取扱いに従事する役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- (2) 前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者

（利用及び提供の制限）

第8条 本学は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 本学が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (3) 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第1項に規定する行政機関をいう。）、他の独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 本学は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための本学の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

（特定個人情報の利用の制限）

第9条 本学は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第4項の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的

のために保有特定個人情報を自ら利用しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定は、保有特定個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 本学は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための本学の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第10条 本学は、第8条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平27.12.25規程第18号)

この規程は、平成27年12月25日から施行する。

附 則 (平29.5.23規程第9号)

この規程は、平成29年5月30日から施行する。